

新世代ネットワーク推進フォーラム IPネットワークワーキンググループ設置要綱

(活動)

第1条 新世代ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、フォーラム規約第3条に掲げる事業を具体化するため、同規約第11条に基づき、IPネットワークワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。

2 WGは次の各事業を行うほか、幹事会の要請に応じ必要な活動を行う。

- (1) 次世代IPネットワークの継続的な普及展開等の推進
- (2) IPネットワークから新世代ネットワークへの円滑なマイグレーションの在り方
- (3) その他関連事項の検討等

(構成)

第2条 WGは、フォーラムの会員（以下「会員」という。）の中で、参加を希望する者で構成する。

2 幹事会が必要と認める場合は、WGに会員以外の者の参加を求めることができる。

(役員)

第3条 WGには主査を置く。

2 WGには、主査代理を置くことができる。

3 主査は、幹事会が指名し、主査代理は、主査が指名する。

4 主査は、WGを代表し、WGの活動を統括する。

5 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故あるときは主査の職務を代行する。

(開催)

第4条 WGは、主査が招集する。

2 WGは、必要に応じて随時開催する。

3 WGは、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(サブワーキンググループ)

第5条 WGには、WGの設定する課題の検討を行うことを目的に、WGの承認により、サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を置くことができる。

2 SWGには、リーダーを置く。

3 SWGには、サブリーダーを置くことができる。

4 SWGのリーダー及びサブリーダーは主査が指名する。

5 SWGの運営に必要な事項はSWGで定める。

(経費の負担)

第6条 WG及びSWGにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第13条第1項に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する会員から実費を徴収する。

(庶務)

第7条 WGの庶務は、フォーラムの庶務担当が行う。

(細則)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、主査が定める。

附則 この設置要綱は、平成22年7月30日から施行する。